

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について

1 条例の概要について

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と子ども・子育て支援法による「確認」の両方を受けることが必要となる。

この条例はそのうち、給付の対象施設又は事業者として必要な基準を満たしているかどうかを「確認」するための基準を定めるものである。

「認可」人員配置や面積などが、施設・事業に必要な基準を満たしているか。

「確認」利用定員や運営規定などが、給付対象施設・事業者として必要な基準を満たしているか。

2 条例整備の必要性について

子ども・子育て支援法第34条第2項の規定により、市町村は、特定教育・保育施設の運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

また、同法第46条第2項の規定により、市町村は、特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

3 用語等

(1) 特定教育・保育施設

施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園、保育所）

(2) 特定地域型保育事業

地域型保育給付費の支給に係る施設として確認する地域型保育事業（家庭的保育事業及び小規模保育事業A型・B型・C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

4 従うべき基準と参酌すべき基準について

従うべき基準・・・必ず適合しなければならない基準

異なる内容を定めることは許容されないが、基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

参酌すべき基準・・・十分参酌しなければならない基準

十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(1) 従うべき基準

ア 特定教育・保育施設の運営について

利用定員に関する基準（認定こども園及び保育所については定員20名以上 認定区分毎に利用定員を定める）

特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意が必要

幼稚園及び認定こども園の入園申込が総数を超える場合は抽選や先着順
保育所及び認定こども園の入所申込が総数を超える場合は優先順位順
利用者負担額及び費用の支払いを受けること
施設の区分に応じて適切に特定教育・保育の提供を行うための定め

イ 特定地域型保育事業の運営について

利用定員に関する基準

- ・家庭的保育事業については定員 1 人以上 5 人以下
- ・小規模保育事業 A 型・ B 型については定員 6 人以上 19 人以下
- ・小規模保育事業 C 型については定員 6 人以上 10 人以下
- ・居宅訪問型保育事業については定員 1 人

特定地域型保育事業の提供の開始について利用者の同意が必要

特定地域型保育事業の利用申込が総数を超える場合は保育の必要の程度
及び家族等の状況を勘案し選考

利用者負担額及び費用の支払いを受けること

適切に特定地域型保育事業の提供を行うための定め

(2) 参酌すべき基準

特定教育・保育施設の運営及び特定地域型保育事業の運営について 共通
一般原則

心身の状況等の把握

小学校等との連携

緊急時等の対応

運営規程を定めておくこと

定員の遵守（年度中における需要の増大への対応等の場合を除く）

虐待等の禁止

秘密保持等

保護者への情報の提供等

苦情解決

地域との連携

事故発生の防止及び発生時の対応

記録の整備（提供完結の日から 5 年間保存）

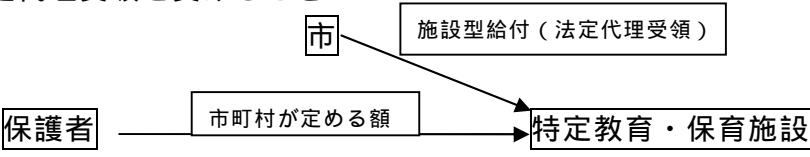
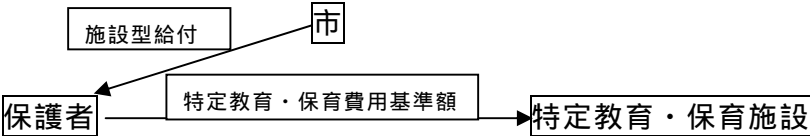
5 条例制定の考え方

国が定める基準と異なる基準を規定するほどの地域の事情も認められないこ
とから、国の基本的な水準を射水市の基準とする。

**また、本市独自の基準として、射水市暴力団排除条例に基づき、本事業から
暴力団及び暴力団員等を排除する旨を規定するものとする。**

6 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（案）の考え方（ P 3 以降）

… 国の示す基準 … 本市の考え方（ の記述がないものは、国基準どおり）
 従 … 従うべき基準 参 … 参酌すべき基準 独 … 射水市独自の基準
 （１）特定教育・保育施設の運営について

| 主な項目 | 国の示す基準と本市の考え方 | |
|-------------|--|--------|
| 利用定員 | 認定こども園・保育所の施設全体の定員は20人以上とする。 認定区分ごとに定員を定める。3号認定こどもに限り1歳未満と1歳以上に区分して定員を定める。 | 従 |
| 内容・手続の説明・同意 | あらかじめ運営規程の概要及び職員の勤務体制、利用者負担等を利用申込者に文書交付等により説明し、同意を得なければならない。 利用申込者の承諾があればメール、ホームページへの掲示等による提供ができる。 | 従 参 |
| 提供拒否の禁止等 | 正当な理由がなければ利用申込を拒んではならない。 利用定員の総数を超える場合の選考方法 ・認定こども園・幼稚園・・・抽選、先着順ほか ・認定こども園・保育所・・・保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し選考 あらかじめ明示 | 従 従 |
| 利用者負担額の受領 | 施設が法定代理受領を受けるときは市町村が定める額の支払いを保護者から受ける。 施設が法定代理受領を受けないときは特定教育・保育費用基準額の支払いを保護者から受ける。 下記に記載されている図は、認定こども園及び幼稚園の場合に該当する。 私立保育所は、施設型給付ではなく委託費として、保育に要する費用を施設に支払う。 ・法定代理受領を受けるとき  <pre> graph TD City[市] -- "施設型給付 (法定代理受領)" --> Facility[特定教育・保育施設] Guardian[保護者] -- "市町村が定める額" --> Facility </pre> ・法定代理受領を受けないとき  <pre> graph TD City[市] -- "施設型給付" --> Guardian[保護者] Guardian -- "特定教育・保育費用基準額" --> Facility[特定教育・保育施設] </pre> ・市町村が定める額 = 保育料 ・特定教育・保育費用基準額 = 公定価格 ・施設型給付費 = 公定価格 - 保育料 | 従 従 |

| | | |
|-----------|--|---|
| 利用者負担額の受領 | 特定教育・保育施設は特に必要である額（日用品、行事の参加食事等に要する費用）の支払いを保護者から受けることができる。 | 従 |
| 取扱方針 | <p>施設の区分に応じた取扱方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園・・・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・ 認定こども園・・・ 幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 ・ 幼稚園・・・幼稚園教育要領 ・ 保育所・・・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 | 従 |
| 特別利用保育の基準 | <p>保育所が1号認定子どもに提供する場合の基準</p> <p>利用定員の総数は超えないこと</p> | 従 |
| 特別利用教育の基準 | <p>幼稚園が2号認定子どもに提供する場合の基準</p> <p>利用定員の総数は超えないこと</p> | 従 |
| その他 | <p>一般原則（地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県及び市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等との密接な連携）</p> <p>心身の状況等の把握</p> <p>小学校等との連携</p> <p>緊急時等の対応</p> <p>運営規程を定めておくこと</p> <p>定員の遵守（年度中における需要の増大への対応等の場合を除く）</p> <p>虐待等の禁止</p> <p>秘密保持等</p> <p>保護者への情報の提供等</p> <p>苦情解決</p> <p>地域との連携</p> <p>事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>記録の整備（提供完結の日から5年間保存）</p> | <p>参</p> <p>参</p> <p>参</p> <p>参</p> <p>参</p> <p>従</p> <p>従</p> <p>参</p> <p>参</p> <p>参</p> <p>従</p> <p>参</p> |

(2) 特定地域型保育事業の運営について

| 主な項目 | 国の示す基準 | |
|----------------|--|-------------|
| 利用定員 | 家庭的保育事業・・・1人以上5人以下 小規模保育事業A型・B型・・・6人以上19人以下 小規模保育事業C型・・・6人以上10人以下 6人以上15人以下(5年間の経過措置あり) 居宅訪問型保育事業・・・1人 事業の種類ごとに定員を定める。3号認定こどもに限り1歳未満と1歳以上に区分して定員を定める。 | 従 |
| 内容・手続の説明・同意 | あらかじめ運営規程の概要及び職員の勤務体制、利用者負担等を利用申込者に文書交付等により説明し、同意を得なければならない。 利用申込者の承諾があればメール、ホームページへの掲示等による提供ができる。 | 従 参 |
| 提供拒否の禁止等 | 正当な理由がなければ利用申込を拒んではならない。 利用定員の総数を超える場合の選考方法 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し選考 あらかじめ明示 | 従 従 |
| 特定教育・保育施設等との連携 | 集団保育の機会の設定及び代替保育、特定地域型保育の提供の終了の受け入れを行う連携施設(認定子ども園、幼稚園又は保育所)を確保すること。 居宅訪問型保育事業を行う者を除く 居宅訪問型保育事業を行う者で障害、疾病等により集団保育が著しく困難である乳幼児に対する保育を行う場合は連携する障害児入所支援施設を確保すること。 事業所内保育事業を行う者で利用定員が20人以上の場合は連携協力を求めることは要しない。 | 従 従 従 |
| 利用者負担額等の受領 | 法定代理受領を受けるときは利用者負担額の支払いを保護者から受ける。 法定代理受領を受けないときは特定地域型保育費用基準額の支払いを保護者から受ける。 特定地域型保育事業者は特に必要である額(日用品、行事の参加等に要する費用)の支払いを保護者から受けることができる。 | 従 従 従 |
| 取扱方針 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準ずる。 | 従 |

| | | |
|--------------|---|---|
| 特別利用地域型保育の基準 | 特定地域型保育事業が1号認定子どもに提供する場合の基準 利用定員の総数は超えないこと | 従 |
| 特定利用地域型保育の基準 | 特定地域型保育事業が2号認定子どもに提供する場合の基準 利用定員の総数は超えないこと | 従 |
| その他 | 一般原則（地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県及び市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等との密接な連携） 心身の状況等の把握 小学校等との連携 緊急時等の対応 運営規程を定めておくこと 虐待等の禁止 秘密保持等 保護者への情報の提供等 苦情解決 地域との連携 事故発生の防止及び発生時の対応 | 参 参 参 参 参 従 従 参 参 参 従 |

(3) 市独自基準について

| | | |
|--------|--|---|
| 暴力団の排除 | 国の規定なし 射水市暴力団排除条例に基づき、暴力団又は暴力団員等が本事業 に関与することを排除する。 | 独 |
|--------|--|---|